

## 議案第1号関連資料

### あかし被害者基金条例（案）の概要

#### 1 制定の目的

犯罪等により害を被った者等の支援に関する事業に要する経費に充てるため、あかし被害者基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

#### 2 条例の概要

##### (1) 基金の積立額について規定（第2条関係）

市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、用途を限定しない被害者の支援に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額、一般会計歳入歳出予算をもって定める積立額を、基金に積み立てる。

##### (2) 基金の処分について規定（第6条関係）

基金は、設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

##### (3) その他基金について必要な事項を規定

#### 3 施行予定期日

令和2年4月1日